



国道26号(第二阪和国道)沿道区域

No.	区域線
A	(都)国道 26 号及び(都)第二阪和国道からの 50m の後退線
B	忠岡町と岸和田市との行政界

- : 紀州街道
- ■ ■ ■ : 街道 (景観行政団体部分)
- ● ● ● : 街道 (道が喪失しているところ)

100 0 100 200 300 400 500 m

